

2020 年 7 月 31 日

新設分割に関する事後開示書面

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
K L a b 株式会社
代表取締役社長 森田 英克

岡山県岡山市北区錦町 5 番 10 号
株式会社まかねソフト
代表取締役 大槻 一彦

K L a b 株式会社（以下「分割会社」という。）は、2020 年 6 月 17 日付新設分割計画書に基づき、2020 年 7 月 31 日を効力発生日として、株式会社まかねソフト（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社が営む岡山事業所におけるゲームの企画、制作、運営及びこれに関連する事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2020 年 7 月 31 日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

会社法第 805 条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第 805 条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条に定める新株予約権買取請求手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2020 年 6 月 18 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2020 年 7 月 31 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社が営む岡山事業所におけるゲームの企画、制作、運営及びこれに関連する事業に関する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は 16 百万円、負債の額は 0 円となっております。

4. その他新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上